

原著論文

Consideration of food education within the area of “Environment” in reference to the attitude survey about traditional food culture among family of nursery, elementally and junior high school students

Yukio Sakisaka^{1,2}, Hiro Iriki^{1,3}, Noritaka Tokui¹, Yoshimi Minari^{1,3}

1. *Institute of Preventive and Medicinal Dietetics, Nakamura Gakuen University*

2. *Division of Early Childhood Care and Education, Nakamura Gakuen University Junior College*

3. *Faculty of Nutritional Sciences, Nakamura Gakuen University*

Key words

environment, heritage, food culture, guardian, family

保・小・中家庭における伝統的食文化に対する意識調査から考える 領域「環境」での食育指導

向坂幸雄^{1,2}, 入来寛^{1,3}, 徳井教孝¹, 三成由美^{1,3}

1. 中村学園大学薬膳科学研究所

2. 中村学園大学短期大学部幼児保育学科

3. 中村学園大学栄養科学部栄養科学科

(2019年3月5日 受理)

キーワード

環境, 伝統, 食文化, 保護者, 家庭

要 旨

福岡県郊外の町の保育所、小学校、中学校の保護者を対象に調べた行事食・儀礼食・伝統食に関する調査結果をもとに、子育て世代の保護者が伝統的な食文化をどのようにとらえ、各家庭で実践しているのかを検証した。この結果をもとに、中教審答申で明示された伝統や文化の尊重という考えを踏まえて改訂された、幼稚園教育要領、学習指導要領および食に関する指導の手引の記述から、幼児期をはじめとした初等中等教育での食育指導の可能性と課題を検討した。伝統的食文化に対する保護者の理解はあるものの、地方においても進行している核家族化を背景に家庭での伝統食に対する実践力が落ちていることが示唆された。子どもは郷土食を嫌っているわけではないと思われ、保育現場においても小学校以上と同様に栄養教諭を中心とした学校教育がその役割を果たすことで、環境領域で新たに盛り込まれた日常生活の中での伝統文化へ親しみを持つことを、食育の観点からも実践することが可能であり、栄養教諭が配置されていない保育

現場においては、幼稚園教諭、保育教諭、保育士がその役割を果たせるよう、保育内容の指導法の充実が求められる。

I. 緒言

平成 20 年 4 月 18 日に出された中央教育審議会の答申“教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～”では、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき項目に列挙した「規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる」ための具体的施策として、伝統・文化等に関する教育の推進を掲げ、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う観点から、我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する」との文言が盛り込まれた¹⁾。これを受けた、平成 20 年の幼稚園教育要領、学習指導要領の改訂では、この内容を取り入れた様々な記述が盛り込まれた。それから 10 年近くの時を経て行われた平成 29 年の幼稚園教育要領、学習指導要領の改訂においても、平成 28 年 12 月 21 日付の中央教育審議会答申に基づき、各教科等において様々な事項が修正、追加された。

伝統と文化の視点で見てみると、幼稚園教育要領においては、第 2 章ねらいと内容の環境領域での内容の記述に、「(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。」という項目が新設され、対応する内容の取扱い欄では、「(4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」と説明され、正月や節句といった伝統的な行事を取り扱うことで、社会とのつながりや国際理解といった意識の初期段階が養われるよう求めている²⁾。同じく平成 29 年 3 月に改正された幼保連携型認定こども園教育・保育要領と保育所保育指針では、3 歳以上児の保育の内容の記述が原則的に幼稚園教育要領と揃えられ、同一の内容で定められたことから、上記の内容は幼稚園だけでなく、幼保連携型認定こども園や保育所での保育活動に関しても該当することとなった^{3,4)}。

小中学校においても、各教科の活動の中で歴史や文化をこれまで以上に具体的に取り上げるような指導内容が例示されることになった。小学校高学年以上で食を教科として正面から扱う家庭科分野の学習指導要領での食文化の扱いを見てみると、小学校学習指導要領第 8 節家庭の内容の B 衣食住の生活 (2) 調理の基礎の A 身に付けるべき知識技能、として取り上げる、米飯とみそ汁の

説明表現が「伝統的な日常食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を理解し、適切にできること。」となり、旧指導要領では内容の取扱いで記載されていた「伝統的な日常食」という表現を用いて、和食づくりの能力を習得することを求めている⁵⁾。また、内容の取扱いにおいては、「日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化に気付くことができるよう配慮すること。」との表現が新設され、伝統的な生活文化を家庭科教育においても扱うよう求めている。更に、米飯及びみそ汁に関して、「(オ) については、和食の基本となるだしの役割についても触れること。」という表現を用いて、広く和食一般に使われるだしの概念を理解するように求めている。

同様に中学校学習指導要領でも、技術・家庭の家庭分野において、地域や伝統を意識した記載が強化されている⁶⁾。内容の B 衣食住の生活では、日常食と地域の食文化に関する事項の地域の食文化に関する項目で、「地域の食文化について理解し、地域の食材を用いた和食の調理が適切にできること。」との表現になり、従前の「地域の食材を生かすなどの調理を通して、地域の食文化について理解すること。」という表現より強い形で、地域の食文化を理解した上で「和食」の調理ができるようになることを求めている。つまり、従前の表現であれば地域の特産品を用いた洋食であっても、地域食文化を取り扱ったことになっていたわけだが、和食に言及しているということは、古くから地域に伝わる伝統的な料理を指すと理解するのが妥当であろう。また、内容の取扱いの B 衣食住の生活では、「ア 日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。イ (1) のアの(ア)については、食事を共にする意義や食文化を継承することについても扱うこと。」という項目が新設され、食文化を含む伝統的な生活文化の継承を家庭科教育の中でこれまで以上に扱うことを求めている。また、「地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること。」との表現は従前より記載されており、地域の伝統的な行事食や郷土料理が広く中学校の家庭科教育において指導されていることを示している。

遡って、平成 22 年に示された学校における食育指導の指導要領的存在である、食に関する指導の手引では、食に関する指導の目標として 6 項目を掲げ、そのうちの 1 つに、「各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ」という項目を設定し、食育活動を歴史や文化の視点からも進めることを求めてきた⁷⁾。

このように、平成 29 年の学習指導要領の改訂では、

これまでの指導要領以上に日本やその各地の伝統的食文化に対する理解を深め、それらの継承を目指す事項が実装されているといえよう。また、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に定められた保育内容において、幼児にとって身近な伝統文化に対する理解を進める機会の提供を一層強く求めていることから、幼児にとっても欠かせない食事を通じた伝統文化理解の機会提供がその一助となり得ることが考えられ、小学校以上の学校段階の学びへの基礎としてこれらの伝統的食文化体験が大きな意味を持つことが考えられる。本研究では平成 23 年に実施した福岡県の農村地域の保育所、小学校、中学校の保護者を対象にした、子育て世代の郷土食・行事食・伝統食に関するアンケート調査の回答結果をもとに、各家庭におけるこれらの食事に対する意識を明らかにし、幼児期を中心とした教育活動における食文化に対する活動展開の可能性や、家庭環境との関連を考察する。

II. 目的

本研究の目的は平成 29 年改訂の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領、ならびに平成 22 年第一次改訂の食に関する指導の手引の記述に基づき、領域「環境」及び家庭科を中心とする小中学校での食育指導での伝統的食文化をどのように指導すべきかを検証することである。

III. 方法

検証の一次データとなる子育て世代の保護者を対象とした伝統的食文化に関連するアンケートを平成 23 年 9 月に実施した。福岡県築上郡上毛町内の保育所 2 か所、小学校 4 校、中学校 1 校の保護者計 694 名を調査対象とし、郷土食・行事食・儀礼食に関するアンケートと題して、自記式質問紙による調査を行った。調査地の上毛町は、福岡県の東端に位置し、総人口 7731 人、年少人口 1034 人、老年人口 2356 人、世帯数 2833 世帯⁸⁾ (平成 23 年 10 月 1 日現在, 人口移動調査)、総面積 6244ha に対し、耕地面積が 1030ha⁹⁾、林野面積が 3910ha¹⁰⁾ (面積類は平成 27 年現在) と、町域の 8 割近くを田畑や山林が占める中山間田園地帯である。アンケートの主な内容は回答者の職業や生活習慣、郷土食・行事食・儀礼食に対する意識、行事食・儀礼食の家庭での実施状況などである。本稿ではそのうちの伝統的食文化に対する意識調査を分析した。回収できたのはすべての学校・施設種を合わせて 500 名分であった。

1. 家族構成

回答者の(子どもの)家庭の家族構成について、子どもと親だけによる核家族、子どもと親と祖父母で構成される同居世帯、その他、の中から選択を求めた。

2. 職業

回答者がどのような職業区分に該当するかをについて、勤務、パート、主婦、無職、その他の中から選択を求めた。

3. 郷土食に対するイメージ

回答者が郷土食に対して持つイメージを、おいしい、健康によい、手間がかかる、費用がかかる、季節の旬がわかる、見た目がよい、食育に役立つ、食べる機会が少ない、伝承が必要である、子どもの嗜好に合わない、の 10 項目から当てはまるものすべてを選ぶ多肢選択にて選択を求めた。

IV. 結果

1. 家族構成

家族構成に関する回答結果を図 1 に示す。核家族が 73.1% を占め、祖父母と同居世帯が 24.4% と全体の 1/4 を下回っていた。

2. 性別・職業

女性が 87.0% と回答者の大半を占める。これは、学校や保育所に通う子どもを通じて調査用紙の配付回収を行ったため、子どもの日常的な保護者役として主となることが多い母親がその多くを占めているためと考えられる。このため、職業など回答者個人の属性に基づく記述を検討する際に留意する必要がある。アンケートを記載した保護者の職業別の人数を積み上げ棒グラフで示す(図 2)。職種により男女比が大きく異なり、男性の回答

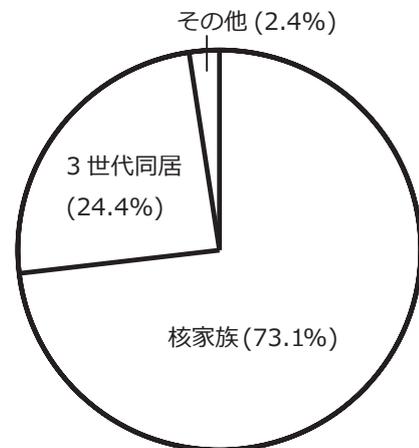


図 1 回答者の家族構成。核家族か、祖父母世代と同居の 3 世代同居か、その他かで回答を得た (n=495)。

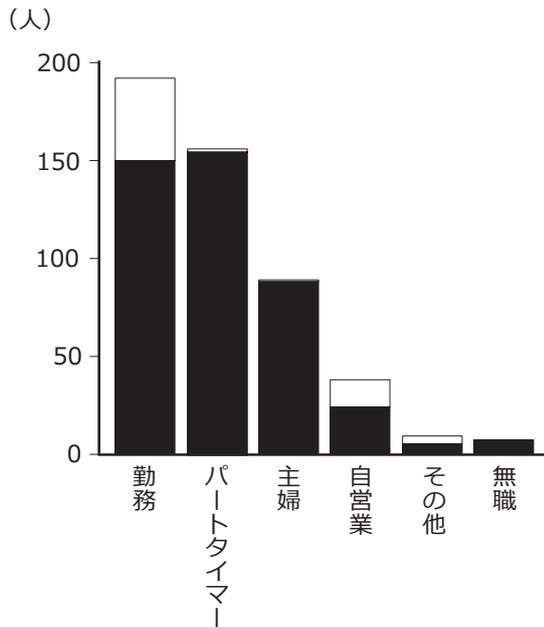


図 2 回答者の職業属性を調査票の記入者の職業を 5 種類の中から選択してもらい左から多い順に並べた (n=491)。白抜きは男性、黒棒は女性を示す。

者のほとんどは勤務もしくは自営業であることがわかる。

3. 郷土食に対するイメージ

郷土食に対して持つイメージを 10 候補の中から尋ね、多肢選択で回答を得た (図 3)。この設問は多肢選択であるが、1 つも選んでいない回答が無回答と弁別できないため、何か 1 つ以上の候補を選択したものだけを解析対象とした (n=477)。この結果から、郷土食に季節性を強く感じていることがわかる。健康によいとした根拠は不明であるが、郷土に伝わる伝統的な食事に対し洋風化した現代の食事に比べてヘルシーな印象を持っていることがうかがえる。また、4 割を超える人が食べる機会が少ないことを挙げており、意識の有無とは別に、絶対的に食べる機会が少ない印象を持っていることがわかる。一方で、子どもの嗜好に合わないとの回答は非常に少なく、子どもが嫌うために調理しないわけではないことがうかがえる。

V. 考 察

本研究では伝統的食文化が子どもの家庭においてどのように捉えられているかを、アンケート調査をもとに検証した。調査は保育所、小学校、中学校に通う子を持つ保護者を対象に行っており、子育て世代の意識調査としてはおおむね妥当な集団だと思われる。調査時期が近い平成 22 年の国勢調査の家族類型に関する調査結

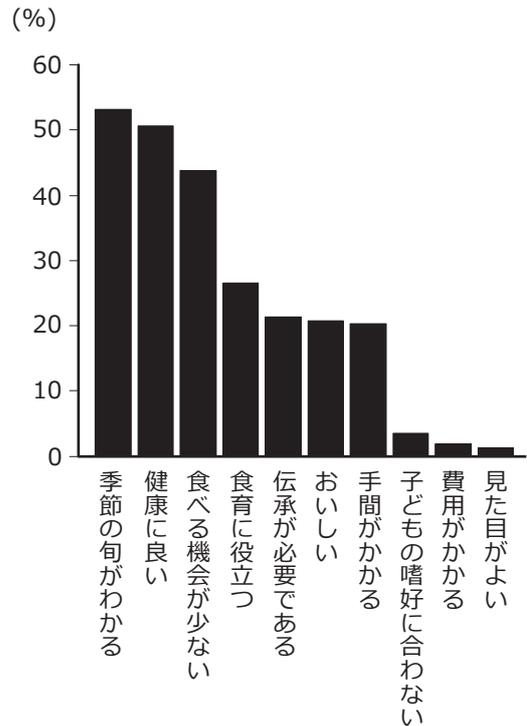


図 3 郷土食に対して抱いているイメージ (多肢選択) を左から選択された件数が多いものから順に並べた。10 個のイメージ候補を 1 つも選択していなかったものは無回答として母数から除外し、有効な回答があった 477 名を母数とした割合を百分率で示した。左から季節の匂がわかる (254 件)、健康によい (242 件)、食べる機会が少ない (209 件)、食育に役立つ (127 件)、伝承が必要である (102 件)、おいしい (99 件)、手間がかかる (97 件)、子どもの嗜好に合わない (17 件)、費用がかかる (9 件)、見た目がよい (6 件) となっている。

果によると、上毛町は一般世帯数 2837 世帯、一般世帯人員 7656 人であり、15 歳未満の子どもがいる一般世帯の総数は 588 世帯、そのうち、核家族世帯は 450 世帯、夫婦と子供からなる世帯が 380 世帯、3 世代世帯としたものは 132 世帯 (22.4%; 全国 18.1%) となっている¹¹⁾。6 歳未満の子どもがいる一般世帯に限ると世帯総数 266 世帯、そのうち、核家族世帯が 210 世帯、夫婦と子供からなる世帯は 182 世帯、3 世代世帯は 52 世帯 (19.5%; 全国 15.6%) となっている¹¹⁾。前年の国勢調査での 15 歳未満の子どもがいる世帯総数が 588 世帯であるのに対し、回答を得られたのが 500 件であるので、標本としてはおおむね国勢調査の世帯数に近く、この地域での調査としての信頼度は高いといえる。国勢調査において特に幼児期の子どもしかいない家庭で 3 世代同居が少なくなっていることから、子育てを始めた

ばかりの世代は家族構成の観点から家庭での伝統食の継承に特に課題が生じているといえる。全国的に核家族化は進行しているが、本調査地も例外ではなく、全国平均よりは3世代世帯率は高いが、3/4近くが核家族となっている。一方で、子どもの保護者という位置づけで調査が実施されたため、家庭でその役割を担うことが多い女性に回答者が偏っている。しかしながら、家庭で食に関する事項を取り扱うことが多い女性（主に母親）が主要な回答者であることは、本意識調査においてはより実態を反映しやすいと考えても差し支えないと思われる。特に女性が大半を占める回答者自身の就業状態がわかることで、母親が家庭において食の提供を担う上で十分な時間的余裕を持つかどうかを検討する上では意義深い。農村部に位置する福岡県郊外の町である本調査地においても、図2のように回答者の多くが女性で何らかの仕事をしている者が多く、調査対象者の多くを占めると思われる母親が就労している共働き世帯が多いことが分かった。食事の提供を担うことが多い母親の就労率の高さは、その分食事の準備に割くことができる時間的余裕が少ないことを示唆し、手間のかかる伝統食、行事食、儀礼食にまで手が回らないことが考えられる。また、行事食や儀礼食といった日常接点が少ない食事や、伝統食のように調理方法を先代から受け継ぐことが多い食事については、当然ながら若い母親世代だけでなく、子どもから見た祖父母世代が同居している方が、これら伝統的食文化に関する知識、特に調理技術そのものが伝わりやすいことが考えられ、3世代同居世帯の割合が低いということは、その伝承機会自体が少ないことをうかがわせる。核家族化は現役世代の雇用形態の変化、社会構造の変化など様々な要因が原因となっており、これ自体を変えることは難しい。そこで、それを補う食文化の伝承機会の提供の場として学校教育が大きな役割を果たすことが考えられる。

郷土食に関するイメージの多肢選択回答に関しては、その回答数の分布から10項目を大きく4つのグループに分けて考えてみたい。選択者率が40%を超えるグループには季節の旬がわかり、健康によいという肯定的印象が入っている一方、食べる機会が少ないという否定的印象も入っている。多くの人は、郷土食に対して旬の野菜や果物、魚類を使ったヘルシーな印象を持つ一方で、現実の問題として食べる機会がない、ということは、作り方を知らなかったり作る機会がなかったりすることを意味するといえる。次のグループはいずれも20%台前半で、食育に役立つ、伝承が必要であり、おいしい一方、手間がかかると回答している。食育に役立つ、伝承が必要、といった意識を持っているのであれば作ればよさそうであるが、日常の生活の中で実現できない大きな理由が、手間がかかることにあるということだろう。最後に

子どもの嗜好に合わない、費用がかかる、見た目がよいが入っているが、これらを選択した割合はいずれも5%以下であり、逆にこれらの印象を持つ人がほとんどいないことを示す。費用がかかることがイメージとして拳がらなかったことは、時間や手間がかかったり、作り方を知らなかったりするために、作ったこと自体がないことが遠因となっているためかもしれない。子どもの嗜好に合わない、がイメージに拳がらないということは、子どもは嫌いなわけではないということの意味するようにもとれる。保護者は伝統食の伝承自体には肯定的であり、それが実現できていないのは保護者が家庭で提供できる機会自体が少ないのが原因で、それを替わりの手段で担うことにより、子どもが伝統食を摂食するという場は実現できそうである。前項の核家族化の進行による同居先代からの技術継承の困難さに加え、実施がされていない理由の回答結果を踏まえると、家庭以外の場で郷土食を提供する機会を設けることは重要である。幸いにも幼児から義務教育にかけての子どもたちは保育所や学校教育を通して給食という供食を受ける機会を持っており、そこでの食育活動は郷土食を伝える場としても重要であることが考えられる。

平成29年改訂の幼稚園教育要領では、保育内容の領域「環境」において「日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。」という項目が新設された。遊びの中で様々なことを学ぶ幼児期において、この項目は伝承遊びやわらべ歌といったものを通じて、わが国固有の文化を学ぶことが想定されている。一方で、いわゆる「遊び」だけが対象かというところでもなく、幼児が生活の中で参加することが想定される行事等への参加を通して、それら文化そのものに親しみを感ずることが重要であり、当然、伝統的食文化に関する接触もその中に含まれると解すべきであろう。領域「健康」における食への言及は当然ながら文化理解としての食の取り扱いとは趣旨が異なる。これまでに見てきたように、伝統的食文化は子育て世代の家庭においてその実践力が低下していると考えられる。そのなかで、保育現場における食育指導を通じて、伝統的食文化に触れ、親しみを持つことは、環境領域の当該項目の指導を実現できるだけでなく、その後の成長過程における伝統的食文化理解を通じた社会科や家庭科領域における地域理解、食文化実践力の構築にも寄与するものと考えられる。保育現場での栄養教諭の配置が進まない中、保育に直接携わる幼稚園教諭、保育教諭、保育士がその役割を果たせるよう、その養成課程においても保育内容の指導法の充実が求められる。

注：本稿は各種行政資料等を数多く扱っているため、本文中での年表記には和暦表示を使用した。

謝 辞

本稿で分析したデータは中村学園大学栄養科学部栄養科学科による上毛町「郷土食・行事食・儀礼食に関するアンケート」結果であり、本調査にご協力いただいた回答者の方々に厚く御礼申し上げたい。また、本アンケートを用いた解析に取り組んでいた稲葉知香、大町敦子、白岩紗希、高橋唯の各氏による分析結果も検証の過程で参考にさせていただいた。この場を借りて感謝したい。

引用文献

- 1) 中央教育審議会：教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～（答申）（2008）
- 2) 文部科学省：幼稚園教育要領（2008, 2017）
- 3) 内閣府，文部科学省，厚生労働省：幼保連携型認定こども園教育・保育要領（2017）
- 4) 厚生労働省：保育所保育指針（2017）
- 5) 文部科学省：小学校学習指導要領（2008, 2017）
- 6) 文部科学省：中学校学習指導要領（2008, 2017）
- 7) 文部科学省：食に関する指導の手引 第一次改訂版（2010）
- 8) 福岡県：平成 23 年福岡県の人口と世帯年報，p. 20, p. 24（2011）<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/jinko-2011y.html>
- 9) 農林水産省：農林水産関係市町村別統計（2016）
- 10) 農林水産省：2015 年農林業センサス（2016）
- 11) 総務省統計局：平成 22 年国勢調査人口等基本集計 第 11 表（2011）